

菅田小学校跡地利用検討委員会ニュース

第5号

菅田地区では、令和3年4月に池上小学校と菅田小学校が統合されます。池上小学校は建替えが予定されており、その建替え後（6年度以降）は、現菅田小学校は学校施設としての用途が廃止されます。

菅田小学校跡地利用検討委員会（以下、「検討委員会」）では、これまで5回にわたり検討を重ね、「多世代交流の場・子供の居場所」「スポーツができる場所」「防災の機能」「医療サービスの機能」「行政サービスの機能」の5つの機能が地域として必要であるとの提案書を令和2年3月26日（木）に神奈川区長に提出しました。また、そのうち、「多世代交流の場・子供の居場所」「スポーツができる場所」「防災の機能」は、特に必要な3つの機能として取りまとめました。

市が活用方針を策定する際には、本提案を最大限に尊重したうえで、関係区局で検討を進めていただくようお願いしました。今後、市がこの提案を参考にして、小学校跡地活用に向けて、市としての活用方針を決定していくこととなります。

これまでの検討内容

- ◆第1回検討委員会 令和元年7月26日（金）開催
【内容】開催趣旨について、小学校跡地利用の検討方法と今後の進め方について、他区における小学校跡地利用の事例紹介
- ◆第2回検討委員会 令和元年9月2日（月）開催
【内容】小・中学校跡地の見学（計3校）
- ◆第3回検討委員会 令和元年10月30日（水）開催
【内容】菅田地区の現況データについて、各委員からの意見の説明（地域における主な課題・地域に必要な主な機能）、委員以外の方から寄せられた意見の紹介、今後の進め方について
- ◆第4回検討委員会 令和2年1月29日（水）開催
【内容】地域住民向けワークショップについて、提案書のイメージの確認、テーマごとの内容についての検討
- ◆第5回検討委員会 令和2年3月9日（月）開催
【内容】地域として跡地に必要とする機能の取りまとめ（提案書）

■提案書について

提案書の詳細は、検討委員会専用ホームページに掲載しています。

※ホームページでは検討委員会での資料や議事録、検討委員会ニュースを掲載しています。

菅田小学校跡地利用検討委員会

検索

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/sugetaatochi/kentouiinkai_2019.html

令和2年3月26日（木）
神奈川区役所 区長室



左から野原副委員長、小池委員長、高田区長

◆小池委員長（菅田地区自治連合会 会長）コメント

検討を進める中で、地域から建設的な意見が色々出てきてよかった。今後は移動手段の課題などを含め、包括的に、新しい考え方で跡地利用方法を検討して欲しい。

◆野原副委員長（西菅田団地自治会 会長）コメント

歴史ある学校なので、地域にとっては思い入れがある場所です。たくさんの地域の方が利用できる施設になることを望みます。

◆高田区長コメント

これから行う庁内検討は長いスパンにわたると思いますが、今回の御提案を生かした跡地利用ができるよう検討をしていきます。今後も検討状況の報告等を適宜させていただきます。

必要とする5つの機能の概要

検討委員会では5つの機能が地域として必要な機能であることを取りまとめました。

そのなかでも、1.「多世代交流の場・子供の居場所」、2.「スポーツができる場所」、3.「防災の機能」の3つの機能（太枠）は特に必要な機能として提案をまとめました。



	現状の課題	必要な機能
1. 多世代交流の場・子供の居場所	多世代交流の場や子供の居場所となる施設である菅田地区センターは、菅田小学校周辺からのアクセスが悪く、高齢者や子供が気軽に利用することが難しい。	高齢者の外出の機会を創出し、孤立しがちな子育て世代が他者と交流することができ、子供たちが放課後や休日に安心して利用できる場所が必要。
2. スポーツができる場所	現在、菅田小学校を利用しているスポーツ活動は、菅田小学校のグラウンドと体育館が無くなると、その後の活動場所の確保が困難。 ※現在は、学校開放等のスポーツ活動の他に、自治会・町内会や子供会のイベントでも使用している。	地域住民の健康維持・増進やコミュニティの維持・活性化のために、グラウンドや体育館といったスポーツができる場所が必要。
3. 防災の機能	これまで菅田小学校地域防災拠点避難場所としている住民は、菅田小学校地域防災拠点が廃止された場合に、これまでよりも遠方に避難しなくてはならないことに不安がある。特に、高齢者、障害者は遠方の避難所への避難方法に課題がある。	現在、菅田地区にある2箇所の地域防災拠点（菅田小学校、池上小学校）の配置の維持が必要。 「防災の機能」としては、『安心して避難生活を送ることができる場所』『水・食料、生活用品が確保できる場所』『防災資機材を使って、救助・救出活動ができる場所』『家族の安否確認ができる場所』が必要。
4. 医療サービスの機能	菅田地区は高齢化が進んでいる地域であり、医療サービスの充実が必要である。特に、高齢者や乳幼児を連れて診療を受ける必要がある方にとっては、歩いて行ける範囲に医療機関があることが望ましい。	近隣の医療機関にない診療科目（眼科、耳鼻科、皮膚科、整形外科等）を設けた医療サービスの機能が必要。
5. 行政サービスの機能	菅田地区は神奈川区役所からも遠く、菅田小学校から区役所に行くには、徒歩で行くことは難しく、バスを利用しても時間を要する。	特に高齢者からは、近隣で区役所の手続き（住民票や各種証明書の発行等）を行いたいというニーズがあるため、行政サービスの一部を担う出張所の機能が必要。

事務局（問合せ先）

菅田小学校跡地利用検討委員会事務局（神奈川区役所区政推進課企画調整係）

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

電話：045-411-7027 F A X：045-314-8890 Eメール:kg-kusei@city.yokohama.jp